

令和8年6月1日の診療報酬点数改正に伴う

**入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）**

一般（70歳未満）	70才以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者	現役並み	550円	
一般	一般		
低所得者	低所得者II	90日まで入院	270円
		91日以降の入院 （長期該当者）	220円
該当なし	低所得者I	130円	

ただし、指定難病の患者または小児慢性特定疾病患者であって  
一般所得区分に該当する患者様については、330円となります。